

令和7年度飯豊町住宅耐震改修等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この補助金は、住宅の耐震改修工事又は減災対策工事を行う者に対して補助金を交付し、地震発生時における住宅の被害軽減を図ることを目的とする。その交付に関しては、飯豊町補助金等の適正化に関する規則（昭和53年規則第3号。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 飯豊町内に存する住宅（店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）で、自らが所有し、かつ、自らが居住する建築物のうち、主要構造部が木造である3階建て以下で平成12年5月31日以前に工事に着手したものをいう。ただし、所有者及び居住者が次のいずれにも該当しない者とする。

ア 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法律」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

イ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

ウ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与する等暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者

エ その他、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

(2) 耐震診断 建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項から第4項までに定める一級建築士、二級建築士又は木造建築士をいう。）が住宅の耐震性能を木造住宅一般診断法又は精密診断法（平成18年国土交通省告示第184号に基づく方法）により調査、診断することをいう。

(3) 評点 耐震診断により算出した耐震性の指標をいう。

(4) 耐震改修工事 別表第1に掲げる工事内容であって、第4条に定める要件に該当するものをいう。

(5) 減災対策工事 別表第2から別表第4までに掲げる工事であって、第4条に定める要件に該当するものをいう。

(6) 町内業者 飯豊町内に住所を有する個人事業者又は飯豊町内に本店を有する法人事業者をいう。

(7) 町外業者 山形県内に住所を有する個人事業者又は山形県内に本店を有する法人事業者で、町内業者以外の者をいう。

(交付の対象者)

第3条 この要綱による補助金交付を受けることができる者は、次の各号に適合するものでなければならない。

(1) 住宅の耐震改修工事又は減災対策工事を行う者

(2) 本町に住所を有し、補助対象となる住宅に居住する者

(3) この要綱による補助金の交付を受けたことがない者

(4) 交付対象工事について、国、県又は町が行う他の制度による補助金等の交付を受けていな

い者

- (5) 自己及び同一世帯に属する世帯員全員が町税（国民健康保険税を含む。）、介護保険料、水道料及び保育料等行政サービスを受けるうえで、町に納付義務が発生している全ての公的な納付金を完納している者

（交付対象工事）

第4条 補助金交付の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 別表第1から別表第4までに掲げる工事内容のうち、いずれかのひとつの工事であること。
- (2) 住宅の耐震改修工事又は減災対策工事（別表第4の工事を除く。）の施工にあたり、町内業者又は町外業者と請負契約を締結するものであること。
- (3) 補助金の交付決定前に着手した工事でないこと。

（交付対象住宅）

第5条 補助金交付の対象となる住宅は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 一戸建ての住宅
- (2) マンション等の共同建ての住宅及び長屋建ての住宅（ただし、居住の用に供する専有部分を交付対象とする。）
- (3) 併用住宅（ただし、住宅部分のみを交付対象とする。）

（補助金の額）

第6条 補助金の額については、次の各号のとおりとする。

- (1) 耐震改修工事

ア 工事後の上部構造評点が0.7以上1.0未満の場合は、当該工事に要する費用に25%を乗じて得た額とし、その額が60万円を超えるときは60万円とする。

イ 工事後の上部構造評点が1.0以上の場合は、当該工事に要する費用に50%を乗じて得た額とし、その額が120万円を超えるときは120万円とする。

- (2) 減災対策工事 減災対策工事を行う場合にあっては、当該工事に要する費用に80%を乗じて得た額とし、その額が30万円を超えるときは30万円とする。

2 前項の交付対象工事に要する費用には、補強計画に要する費用、工事に附随する設計及び工事監理に要する経費並びに消費税及び地方消費税を含めることができる。

3 補助金の額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

4 補助金の交付は、令和7年4月1日以降に着手され、令和8年2月10日までに竣工する交付対象工事を行う住宅1戸につき、第1項第1号又は同第2号いずれか1回に限るものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付し、令和7年度飯豊町住宅耐震改修支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 情報確認承諾書（別記様式第2号）
- (3) 建築物の位置図、配置図及び平面図
- (4) 補助金交付対象工事の契約書の写し及び見積書の写し
- (5) 工事箇所の写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 交付対象工事を施工するにあたり、工事代金が少額であるなどの理由により工事請負契約書の取り交わしを省略したときは、前項第4号の規定によらず、工事請負契約書の写しの提出を省略することができる。

（交付決定の通知）

第8条 町長は、前条に規定する交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要

に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金の交付の決定をするものとし、その内容及びそれに付した条件を様式第2号により補助金の交付申請をした者に通知するものとする。

(工事内容の変更等)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定を受けた後に交付対象工事を変更し、又は廃止しようとするときには、令和7年度飯豊町住宅耐震改修支援事業変更（廃止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、対象事業の変更又は廃止を認めたときは、令和7年度飯豊町住宅耐震改修支援事業変更（廃止）承認書（様式第4号）により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、交付対象工事が完了したときは、令和7年度飯豊町住宅耐震改修支援事業費補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類等を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 完成写真
- (3) 領収書の写し
- (4) 口座振替依頼書
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の実績報告は、補助事業完了の日から起算して30日を経過する日又は令和8年2月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、補助金の交付決定を受けた者から前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和7年度飯豊町住宅耐震改修支援事業費補助金額確定通知書（様式第6号）により交付の対象者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第12条 補助金の支払いは、前条の規定による額の確定後、支払うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金返還)

第13条 町長は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、令和7年度飯豊町住宅耐震改修支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された者が既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（耐震改修工事）

1-1 耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上に上げる改修工事

別表第2（減災対策工事【簡易耐震改修工事】）

2-1 耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が0.7未満の住宅を0.7以上1.0未満に上げる改修工事
--

別表第3（減災対策工事【部分耐震改修工事】）

3-1 耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が1.0未満の住宅を、1階のみ1.0以上にする改修工事
3-2 耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が1.0未満の住宅を、主要な居室等に特化して、別に定める技術基準に適合させる改修工事
3-3 耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が1.0未満の住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する改修工事

注) いずれも、改修後の上部構造評点が改修前を下回らないものに限る。

別表第4（減災対策工事【防災ベッド・耐震シェルター】）

4-1 耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が1.0未満である住宅内に、防災ベッドを設置する工事
4-2 耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が1.0未満である住宅内に、耐震シェルターを設置する工事

注) いずれも、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けたものに限る。

注) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅においては耐震診断の結果によらず、令和6年1月30日付け国住市第40号「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）」で示された「旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断調査票」に基づくことができる。なお、補助対象が倒壊の危険性があると判断された住宅に限る。